

枚方市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年8月12日

枚方市

監査委員	勝山武彦
監査委員	大西正人
監査委員	岡林薫
監査委員	福留利光

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹内 脩

平成26年7月28日付け保衛食第1430号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成26年7月28日

3. 監査の結果に関する報告

平成26年3月28日付け枚監査第226号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《環境保全部 環境衛生課》

○犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付業務について

本市では、狂犬病予防注射の接種促進に向け、毎年3月に全ての登録犬の飼い主に対して予防注射接種に関する通知文書を発送している。

また、3月に通知文書を発送していても、予防注射が未接種の登録犬の飼い主に対して、再度9月に案内文書を発送し、接種の啓発に努めている。

しかし、通知文書を発送した後、転居等による郵送戻りがあっても、従来の宛先のまま再発送するという事務処理が繰り返し行われていた。

今後は、登録犬の飼い主に関する情報管理を的確に行い、適正かつ効率的な事務執行とするよう指摘する。

(2) 措置内容

通知文書を発送した後の郵送戻りの通知書に関して新たに一覧表を作成し、その一覧表をもとに犬の登録管理システムに「不明犬」としてデータを入力することにより、郵送戻り分について再度発送されることのないよう、次回の発送予定である平成26年11月までに処理を行います。

所在判明もしくは飼い主からの届出があった場合は、随時データの修正を行い、今後も通知文書の郵送戻りについては適正かつ効率的に執行いたします。

なお、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付業務については、今年度から健康部保健所保健衛生課に移管しております。